

鹿屋市有機 J A S 認証取得支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
鹿屋市有機 J A S 認証取得支援事業補助金交付要綱（令和 6 年鹿屋市告示第 174  
号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「書類」の次に「（有機加工食品の生産工程管理者にあっては、  
認証加工施設が分かる書類）」を加える。

別表中「有機 J A S 認証ほ場面積を更新又は」を「有機 J A S 認証を更新又は面  
積を」に改め、「（食品加工は除く）」を削る。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記

第1号様式

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 住 所

氏 名

連絡先

鹿屋市有機 J A S 認証取得支援事業補助金交付申請書

鹿屋市有機 J A S 認証取得支援事業補助金の交付を受けたいので、鹿屋市有機 J A S 認証取得支援事業補助金交付要綱第3条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 補助対象経費

項目	金額 (円)
合計	

3 添付書類

- (1) 認証機関が発行する有機 J A S 認証の審査結果が分かる書類
- (2) 認証ほ場面積が分かる書類 (有機加工食品の生産工程管理者にあつては、認証加工施設が分かる書類)
- (3) 認証手数料が分かる請求書等
- (4) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。